

免責事項

本ウェブキャストに含まれる情報は一般的なものであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が、当該情報により専門的な助言やサービスを提供するものではありません。財務または事業に影響を与える可能性のある、いかなる意思決定または行動の前には、必ず適切な専門家にご相談ください。

本ウェブキャストに含まれる情報の正確性や完全性について、明示的または默示的を問わず、いかなる表明、保証または約束をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員、職員または代理人のいずれも、本ウェブキャストに依拠することにより、直接的または間接的に発生するいかなる損失および損害に対して責任を負うものではありません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」 修正案とDeloitteコメントレターのハイライト

フランチェスコ・ナガリ、グローバル・IFRS保険リーダー | 2021年9月

議題

- 背景
- 修正案
- 公開草案 「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」の主な所見およびコメントレターにおける Deloitteの見解
- 次のステップ

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」

背景

- 多くの保険会社は、IFRS第9号「金融商品」（2018年1月1日発効）の一時的免除を利用して、その適用を延期しており、IFRS第9号およびIFRS第17号「保険契約」を最初に適用するのは、2023年1月1日以後開始する事業年度である。
- しかし、この2つの基準書は、比較情報の表示に関して異なる経過措置を規定している。
 - IFRS第17号は、比較情報の修正再表示を要求している。
 - IFRS第9号は、比較情報の修正再表示を容認しているが、適用開始日前に認識が中止された項目の比較情報の修正再表示を認めていない。

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」

背景 (続き)

保険者¹がIFRS第9号の一時的免除を利用する場合の、IFRS第9号とIFRS第17号の経過措置に係る要求事項の比較

公開草案の項目	IFRS第9号	IFRS第17号
適用開始日	2023年1月1日	2023年1月1日
移行日	該当なし	2022年1月1日 (または表示した最も古い修正再表示した比較対象期間の期首)
遡及適用	要求される、ただし、一部個別の例外および救済措置がある	要求される、ただし、一部個別の例外および救済措置がある
比較情報の修正再表示	容認される、ただし、事後的判断を使用せずに可能な場合に限る	適用開始日の直前の事業年度から要求される
遡及適用の範囲に含まれる項目	IFRS第9号の適用範囲に含まれるすべての金融資産で、適用開始日時点において継続して認識されているもの	IFRS第17号の適用範囲に含まれるすべての保険契約で、移行日時点において継続して認識されているもの、および移行日時点またはそれ以降に認識されるもの

1 保険者の決算日は12月31日と仮定する

注:上記の表は、2021年5月のIASB審議会のアジェンダ・ペーパー2からの抜粋である。

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」

背景(続き)

以下の表は、保険者¹がIFRS第9号の比較情報を任意で修正再表示し、IFRS第9号とIFRS第17号を2023年1月1日から適用する場合に、異なる基準がどのように適用されるかをまとめたものである。

関連する年度	2022年度財務諸表	2023年度財務諸表	
	2022年度	修正再表示された2022年度の比較情報	2023年度
2023年1月1日時点において継続して認識されている金融資産	IAS第39号	IFRS第9号	IFRS第9号
2022年1月1日から2023年1月1日の間に認識が中止された金融資産	IAS第39号	<u>IAS第39号</u>	該当なし
保険契約負債	IFRS第4号	<u>IFRS第17号</u>	IFRS第17号

1 保険者の期末日は12月31日であると仮定する。

注: 上記の表は2021年5月のIASB審議会のアジェンダ・ペーパー2からの抜粋である。

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」

背景 (続き)

以下は、IFRS第9号とIFRS第17号の適用を同時に開始し、かつIFRS第9号の比較情報を修正再表示する選択を行う場合、両基準の経過措置に係る要求事項が異なる結果として生じる導入上の重要な課題の一部である。

- 認識が中止された金融資産に対するIFRS第9号の適用は認められないため、比較情報には、IFRS第9号とIAS第39号の両基準を使用して分類・測定された金融資産が混在することになる。
- IFRS第9号およびIFRS第17号の適用開始時に表示される比較情報において、保険契約負債と金融資産との間に会計上のミスマッチが生じ得るため、比較情報の有用性に重大な影響を及ぼす結果となる。
- IFRS第9号が適用される金融資産を識別するために比較対象期間の末日まで待つ必要があるため、比較情報を修正再表示することを選択する保険者にとっては、運用上の課題がある。

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」

修正案

提案している分類上書きを適用することにより、IFRS第17号への移行日からIFRS第9号の分類および測定の要求事項が金融資産にずっと適用されていたかのように、当該金融資産の比較情報を表示することが認められる。ほとんどの保険者にとって、IFRS第17号への移行日は2022年1月1日となる。

提案している分類上書きは、適用開始日から適用されるため、IFRS第9号と整合的な比較情報を創出することによって、異なる報告期間における比較可能性を高めることができる。

提案している分類上書きの主な特徴には以下が含まれる。

- 範囲

- IFRS第9号に関する比較情報が修正再表示されない金融資産に対する任意適用。ただし、保険契約に関連しない金融資産は除く。
- IFRS第17号への移行日前の報告期間についての比較情報には適用されない。

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」

修正案

提案された分類上書きの**主な特徴**には以下が含まれる(続き)。

- **金融商品ごとの適用**
- **移行日時点に入手可能な合理的で裏付け可能な情報の使用**
- IFRS第9号の減損に係る要求事項の**任意適用**(金融商品ごと)
- IFRS第17号への**移行日の期首の利益剰余金**(または適切な場合には、資本の他の内訳項目)における、分類上書きの影響の認識
- 企業が分類上書きを適用する旨の**開示**



IFRS第9号の適用開始日に分類上書きを適用した金融資産についても、保険者はIFRS第9号の経過措置を適用することが要求される。

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」

比較情報をIFRS第9号について修正再表示していない金融資産

提案されている分類上書きは、比較情報をIFRS第9号について修正再表示していない金融資産にのみ利用可能となる。したがって、提案されているアプローチは、次の両方に利用可能である。



IFRS第9号を適用して比較情報を**修正再表示する**保険者について、比較対象期間に**認識が中止された**金融資産



これらの金融資産の修正再表示はIFRS第9号では認められていない。

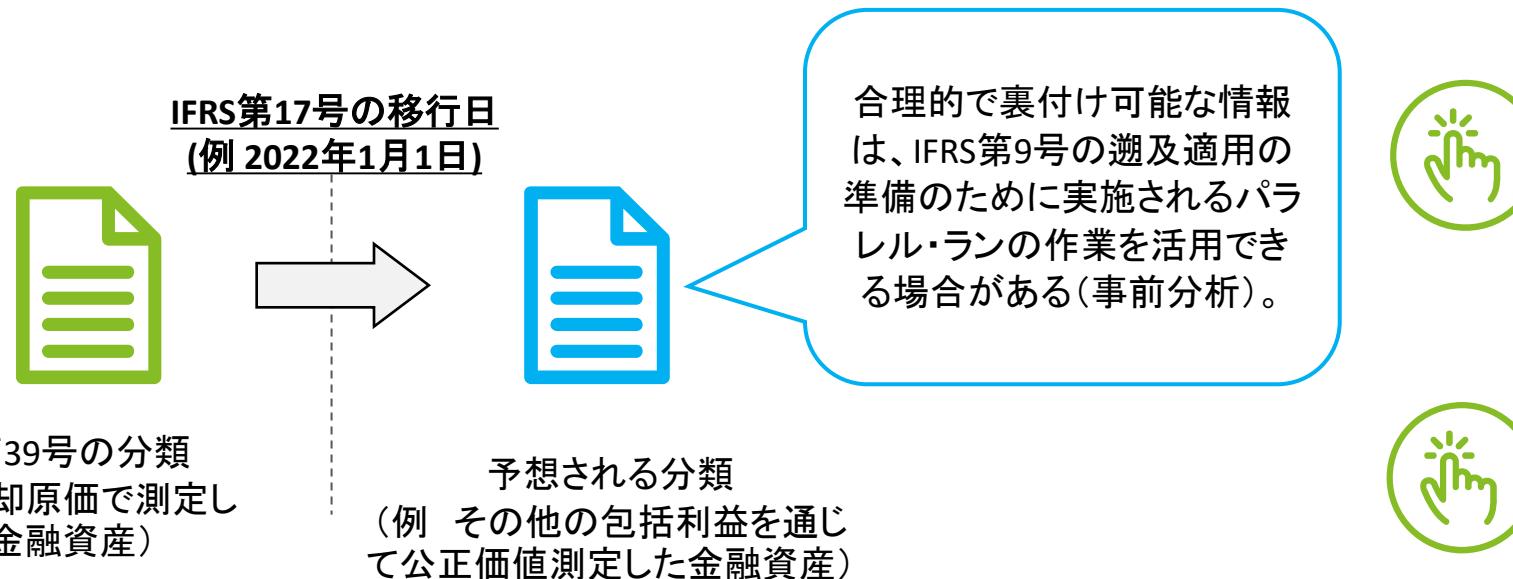


IFRS第9号を適用して比較情報を**修正再表示しない**保険者について、**すべての**金融資産

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」

IFRS第9号の予想される分類

提案している分類上書きを適用して、金融資産の予想される分類は、**移行日時点**に入手可能な**合理的で裏付け可能な情報**を使用して決定される。



金融資産についての比較情報を
IFRS第9号の要求事項が、当該金
融資産にずっと適用されていたか
のように表示される。

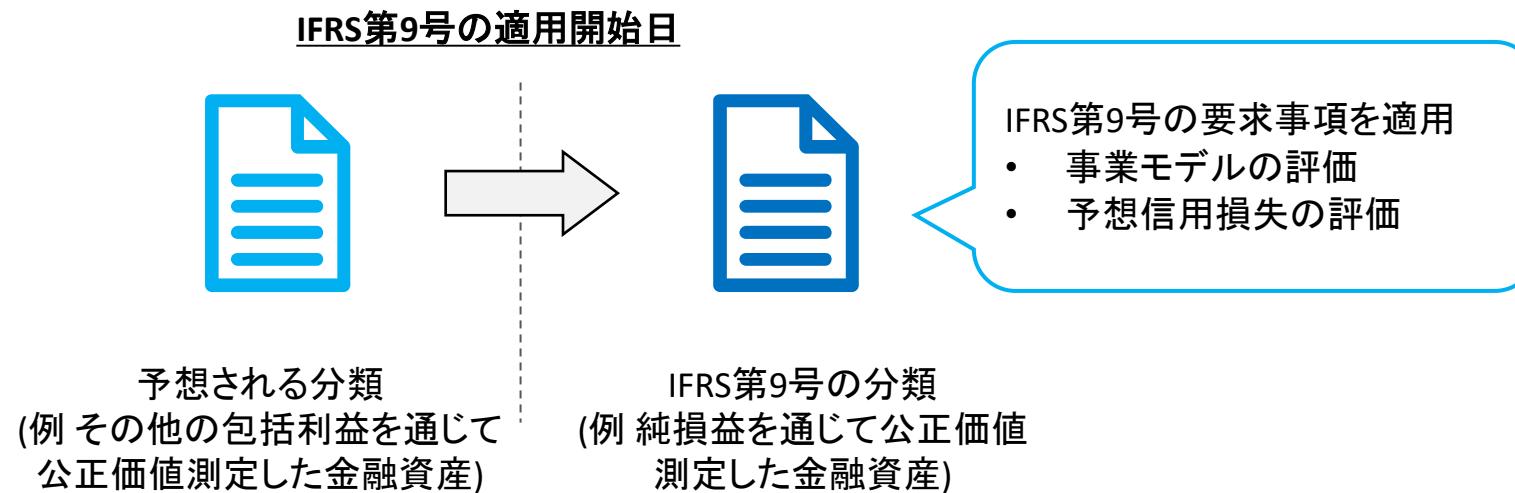
この適用の結果は、**IFRS第17号へ
の移行日の期首の利益剰余金**に
認識される。

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」

IFRS第9号の予想される分類(続き)

提案されている分類上書きは、IFRS第9号の経過措置を修正していない。

企業は、適用開始日時点で認識が中止されていない金融資産について、IFRS第9号の要求事項を適用することが要求される。Deloitteは、変更が必要となるシナリオは実務上非常に限定されると予想している。



コメントレターにおける、公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」のDeloitteの主な所見

- Deloitteは、公開草案の提案を支持し、当該提案が改善されると信じるいくつかの分野において、次のとおり提案を行った。
 - IFRS第9号適用の一時的な延期についてのIFRS第4号に規定された範囲と分類上書きの範囲を整合させる。
 - IFRS第9号の予想信用損失の減損(ECL)モデルの適用について、金融商品ごとではなく、会計方針の選択とする。
 - 分類上書きが適用された理由および方法について、財務諸表利用者にとってより有用な情報を提供するために開示の要求事項を追加する。

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始－比較情報」

コメントレターにおける*Deloitte*の見解

公開草案の条文	Deloitteコメントレター
C28E項(a) 分類上書きを適用する範囲	<p><u><i>Deloitte</i>の見解</u></p> <p>“我々は公開草案C28E項(a)がIFRS第17号の範囲に含まれる保険契約に関連しない活動で保有している金融資産に対して分類上書きを適用することを禁止している点に留意した”</p> <p>“我々は、分類上書きが適用されない金融資産は企業の財務諸表全体に対して重要でないと認識しているが、我々はIFRS第9号の一時的な免除範囲と当該公開草案との範囲の相違は不必要的運用上の複雑性を作り出すと考えている”</p> <p><u><i>Deloitte</i>の提案</u></p> <p>“我々は審議会がIFRS第17号を採用する前の直近時点までIFRS第9号の一時的な免除を適用する企業に対してすべての金融資産を公開草案が提案している分類上書きの適用を許容されるべきと提案する”</p>

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」

コメントレターにおけるDeloitteの見解

公開草案の条文	Deloitteコメントレター
C28C項 IFRS第9号予想信用損失 モデルの選択適用の適 用範囲	<p><u>Deloitteの見解</u></p> <p>“我々は企業がIFRS第9号の減損モデルである予想信用損失モデルを適用することを許容する(要求事項としない)提案に同意する”</p> <p><u>Deloitteの提案</u></p> <p>“我々は公開草案から推測される通り、IFRS第9号で設定されている予想信用損失モデルの要求事項を適用するまたは適用しないの決定は個々の金融商品ごとに決定されることよりもむしろ一貫して決定される会計方針の選択とするべきことを提案する。会計方針の選択適用は、IFRS第9号予想信用損失モデルの採用が比較情報のすべての金融資産の対して一貫して適用されることになると確信している”</p>

公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」

コメントレターにおける*Deloitte*の見解

公開草案の条文	Deloitteコメントレター
C28A項 分類上書きの理由で要 求される開示事項	<p><u><i>Deloitte</i>の見解</u></p> <p>“我々は企業が分類上書き利用した事実を開示する提案について同意する”</p> <p><u><i>Deloitte</i>の提案</u></p> <p>“我々は企業が分類上書きを適用する(例:会計上のミスマッチを低減)ために選択した理論的根拠を開示することおよび企業が開示している財務情報がどのように作成されているのかについて財務諸表利用者に対して追加情報を提供する要求事項(例:企業が、ある金融資産またはすべての金融資産に適用しているかどうかおよびIFRS第9号の中で規定している予想信用損失引当金を適用しているかどうか)をどのように適用したか開示することは有用であると考えている。”</p>

次のステップ

- 審議会は、**2021年9月27日**までに受け取ったコメントを考慮し、修正案を進めるべきかどうかを決定する。
- 審議会は、2021年度末までに結果による修正を**2021年度末**までに完成させることを計画している。

コンタクトの詳細

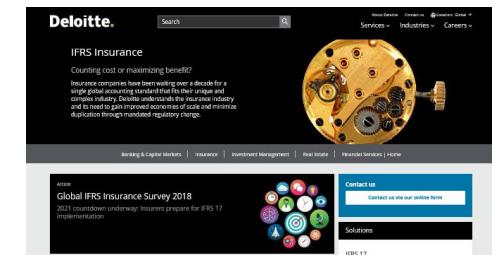
Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or frnagari@deloitte.com.hk

Keep connected on IFRS Insurance with Deloitte:

- [Follow](#) my latest  posts @francesco-nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to the Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites
- Visit:
 - IAS Plus [IAS Plus — IFRS, global financial reporting and accounting resources](#)
 - Deloitte Accounting Research Tool [Home | DART – Deloitte Accounting Research Tool](#)



About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our global network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories (collectively, the "Deloitte organization") serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte's approximately 330,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

The Deloitte brand entered the China market in 1917 with the opening of an office in Shanghai. Today, Deloitte China delivers a comprehensive range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. Deloitte China has also made—and continues to make—substantial contributions to the development of China's accounting standards, taxation system and professional expertise. Deloitte China is a locally incorporated professional services organization, owned by its partners in China. To learn more about how Deloitte makes an Impact that Matters in China, please connect with our social media platforms at www2.deloitte.com/¥cn¥en¥social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021. For information, contact Deloitte China.

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク"）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または "Deloitte Global"）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しましたは拘束させることはできません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバー ファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して"デロイトネットワーク"）を通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト・ネットワーク"）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

德勤

MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
since 1845